経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry
METI

国土交通省
観光庁

外国人旅行者向け 消費税免税店制度について

（2015年4月）

国土交通省　観光庁・港湾局
経済産業省

目次

1. 外国人旅行者の現状　P1－7
2. 消費税免税店制度
   (1)消費税免税店とは　P10－15
   (2)消費税免税店になるには(一般編)　P17－18
   (3)消費税免税店になるには(委託編)　P20－30
   (4)免税の手続(共通編)
      ① 対象者について　P32－33
      ② 免税物品について　P35－38
      ③ 書類作成・保存について　P40－46
   (5)免税の手続(委託編)　P48－50
   (6)港湾施設における臨時の消費税免税店を出店するには　P52－56
3. 消費税免税店の拡大
   (1)地方における消費税免税店の拡大　P58－60
   (2)消費税免税店の都道府県別分布　P62－63
   (3)消費税免税店相談窓口　P65

注意：当該資料における、「消費税免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出物品販売場」のこと。

1. 外国人旅行者の現状

訪日外国人旅行者数1000万人の達成

訪日外国人旅行者数及び割合（国・地域別）

【2013年（確定値）】

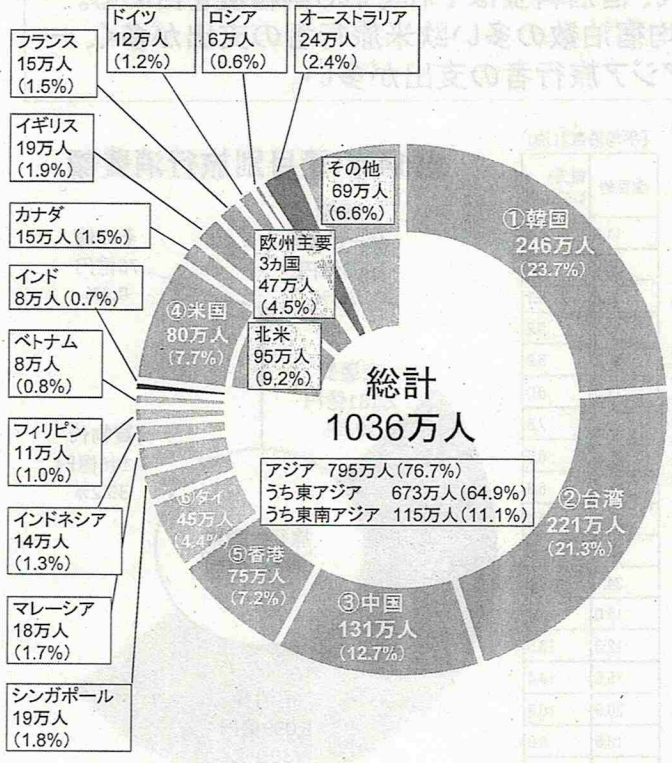

【2014年（推計値）】

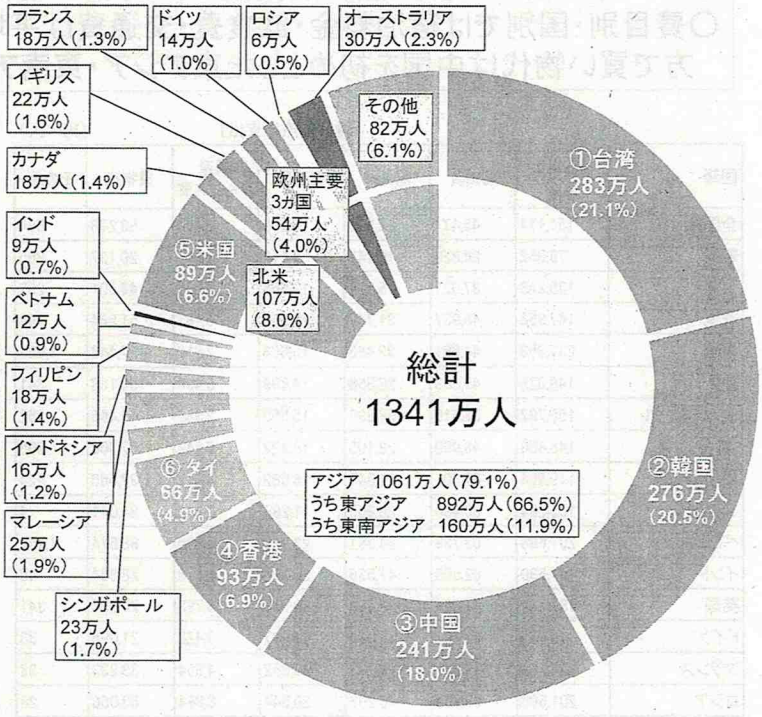

※ （）内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
※ 数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。
※ 日本政府観光局（JNTO）資料より観光庁作成

2014年の訪日外国人旅行消費額について（国籍・地域別）

○2014年の訪日外国人の旅行消費額は、2兆278億円と推計。
前年（1兆4,167億円）と比べ43.1%増となり、過去最高額。
○国籍・地域別では、中国が、対前年2倍を超える5,583億円となり、総額の4分の1を超える。
タイ、台湾、マレーシアなどが、対前年で大幅な増加となった。

旅行消費額と訪日外客数の推移

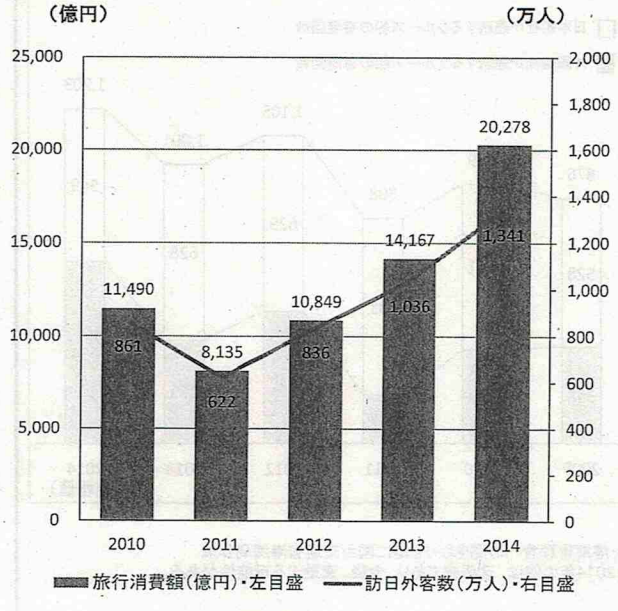

旅行消費額の国籍・地域別構成比

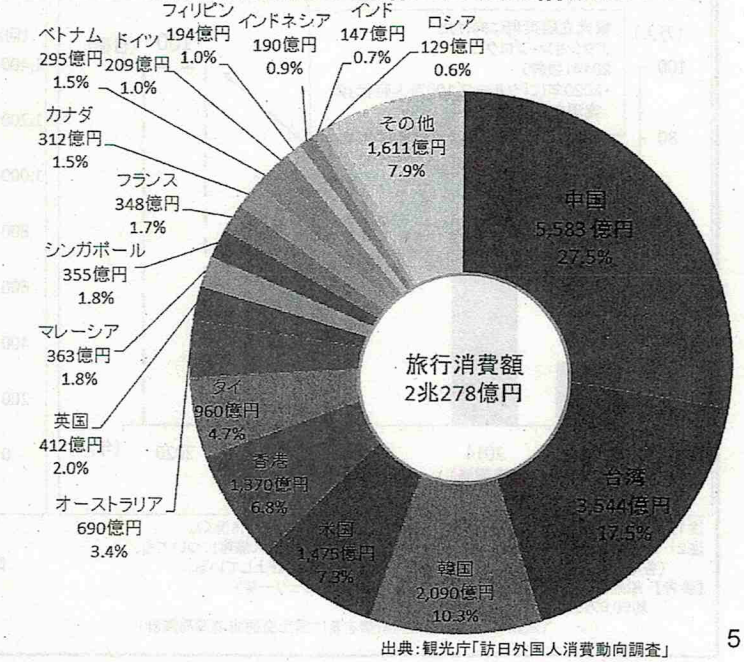

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

費目別訪日外国人旅行消費額（2014年）

○2014年の訪日外国人旅行消費額のうち、買い物代、宿泊料金はそれぞれ3割程度を占める。
○費目別・国別では宿泊料金・飲食費・交通費は平均宿泊数の多い欧米旅行者の支出が多く、一方で買い物代は中国を初めとした東アジア・東南アジア旅行者の支出が多い。

【費目別旅行支出】（円／人）　【平均泊数】（泊）

国籍	旅行支出総額	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽サービス費	買物代	その他	全目的	観光・レジャー
全国籍	151,174	45,471	32,140	16,259	3,464	53,278	564	11.7	6.1
韓国	75,852	24,820	19,147	9,112	2,371	20,137	265	6.0	3.5
台湾	125,248	37,021	25,267	12,568	3,598	46,501	292	6.8	5.1
香港	147,958	45,937	31,747	15,361	3,181	51,584	148	5.7	5.2
中国	231,753	44,661	39,483	15,668	2,812	127,443	1,687	18.6	5.9
タイ	146,029	40,803	28,358	14,899	5,494	56,133	341	11.5	6.0
シンガポール	155,792	52,619	38,897	15,555	2,984	45,485	252	9.6	7.5
マレーシア	145,466	46,990	28,105	18,422	3,642	47,500	805	12.0	6.7
インドネシア	119,884	37,301	21,840	18,582	3,673	37,563	924	16.3	6.3
フィリピン	105,284	30,986	26,866	11,284	2,134	34,011	4	28.6	9.4
ベトナム	237,688	63,739	54,361	23,725	5,596	88,814	1,452	48.1	6.7
インド	167,530	62,668	47,536	26,225	2,178	28,884	40	34.1	10.8
英国	187,239	81,094	46,360	28,562	3,793	27,087	341	15.0	13.4
ドイツ	148,774	65,762	33,884	24,577	3,422	21,095	33	12.3	13.5
フランス	194,685	77,827	45,677	33,052	4,864	33,233	32	15.6	14.4
ロシア	201,588	68,779	40,296	20,544	8,884	63,056	28	20.9	10.9
米国	165,381	71,783	42,343	24,481	3,564	22,905	306	13.8	9.9
カナダ	170,599	71,496	40,963	24,902	4,334	28,748	155	13.8	11.0
オーストラリア	227,823	93,484	52,308	33,755	7,614	39,082	1,580	13.6	12.4
その他	195,795	73,255	50,652	28,763	4,782	38,193	150	15.4	12.9

2014年 費目別旅行消費額

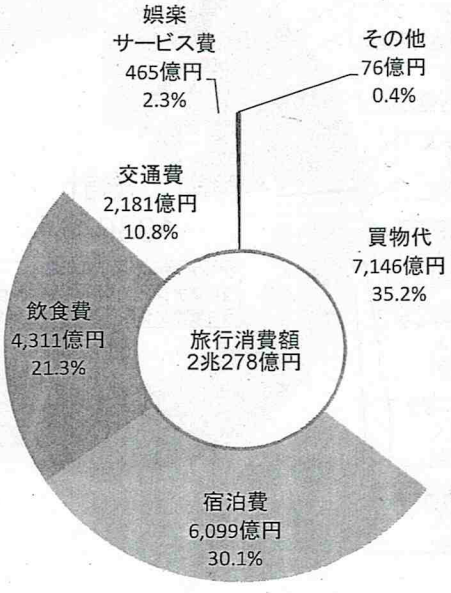

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

クルーズ船の寄港動向

○2014年中に我が国へクルーズ船により入国した外国人旅客数は**前年比2.4倍の約41.6万人**（概数）。
○外国船社が運航するクルーズ船の我が国港湾への寄港回数は654回、日本船社も含めると1,203回となり、**いずれも過去最高。**

クルーズ船による外国人入国者数（概数）

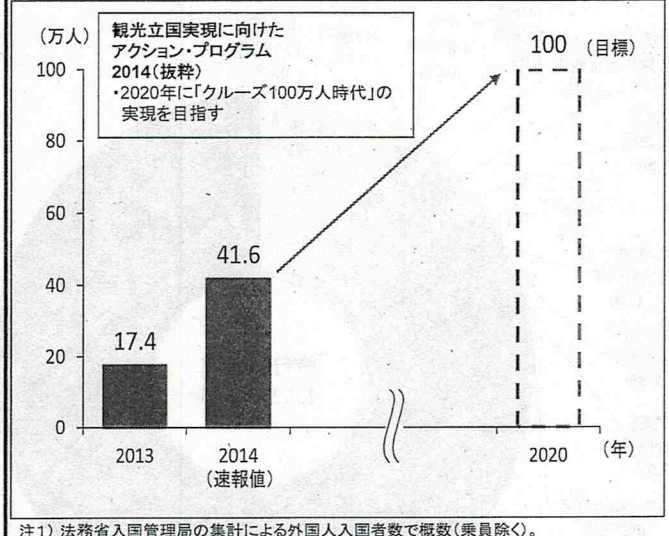

注1）法務省入国管理局の集計による外国人入国者数で概数（乗員除く）。
注2）1回のクルーズで複数の港に寄港するクルーズ船の外国人旅客についても、（各港で重複して計上するのではなく）1人の入国として計上している。
【参考】船舶による外国人入国者数（クルーズ船を除く：フェリー等）
約50.6万人（2013）、約46.6万人（2014）
（法務省出入国管理統計表を基に国土交通省港湾局集計）

我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数

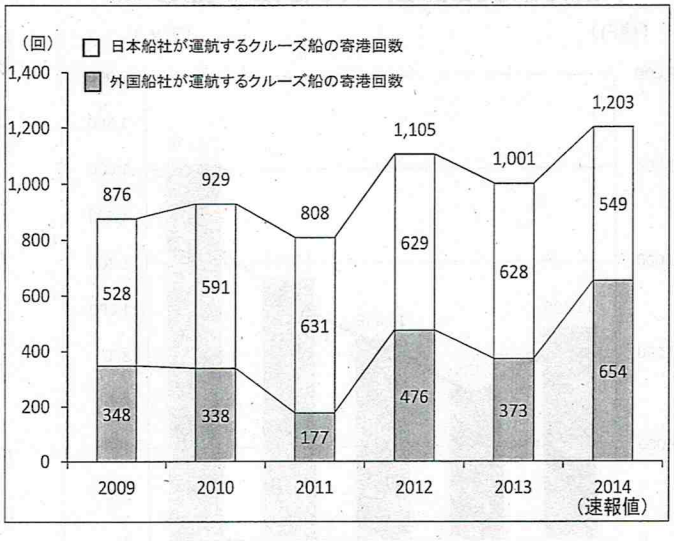

出典：港湾管理者への聞き取りを基に国土交通省港湾局作成
注）2014年の値は、速報値であり、今後、変動する可能性がある。

2. 消費税免税店制度

（１）消費税免税店とは

消費税免税店制度とは①

○　消費税免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される。
○　2015年4月1日より開始した手続委託型消費税免税店では、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において非居住者に対して販売する物品に係る免税手続（以下免税販売手続）を免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることが出来る。

１．一般型消費税免税店
販売場を経営する事業者がその販売場において免税販売手続を行う消費税免税店。（2015年3月31日までに従来の消費税免税店許可を取得している店舗は、2015年4月1日より自動的に一般型消費税免税店となる。）

２．手続委託型消費税免税店
その販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店。

消費税免税店とは②（一般型消費税免税店の概要）

○　一般型消費税免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される。

１．場　所：一般型消費税免税店の許可を受けた店舗での販売であること。
○事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。

２．対象：「非居住者」に対する販売
○外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、６ヶ月以上日本に在住する者は非居住者には該当しない。

３．免税対象物品：通常生活の用に供されるもの※で、次の２つの条件のいずれかを満たす物品
①同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の一般物品の販売合計額（税抜）が１万円を超えること。
②同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の消耗品（食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、その他消耗品）の販売合計額（税抜）が５千円を超え、５０万円までの範囲であること。

※　非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな場合は免税販売対象外。

消費税免税店制度とは③（一般型消費税免税店の概要）

4．手　続：所定の手続に基づく販売であること。

○　消費税免税店は「購入記録票」を作成し、旅券等に貼付して割印すること、「購入者誓約書」に免税物品を購入する非居住者の署名を受け、７年間保存することなど。

5．輸　出：非居住者は、出国の際に、購入記録票を税関に提出。免税物品を国外へ持ち出す※こと。

※消耗品は、購入した日から30日以内に持ち出すこと

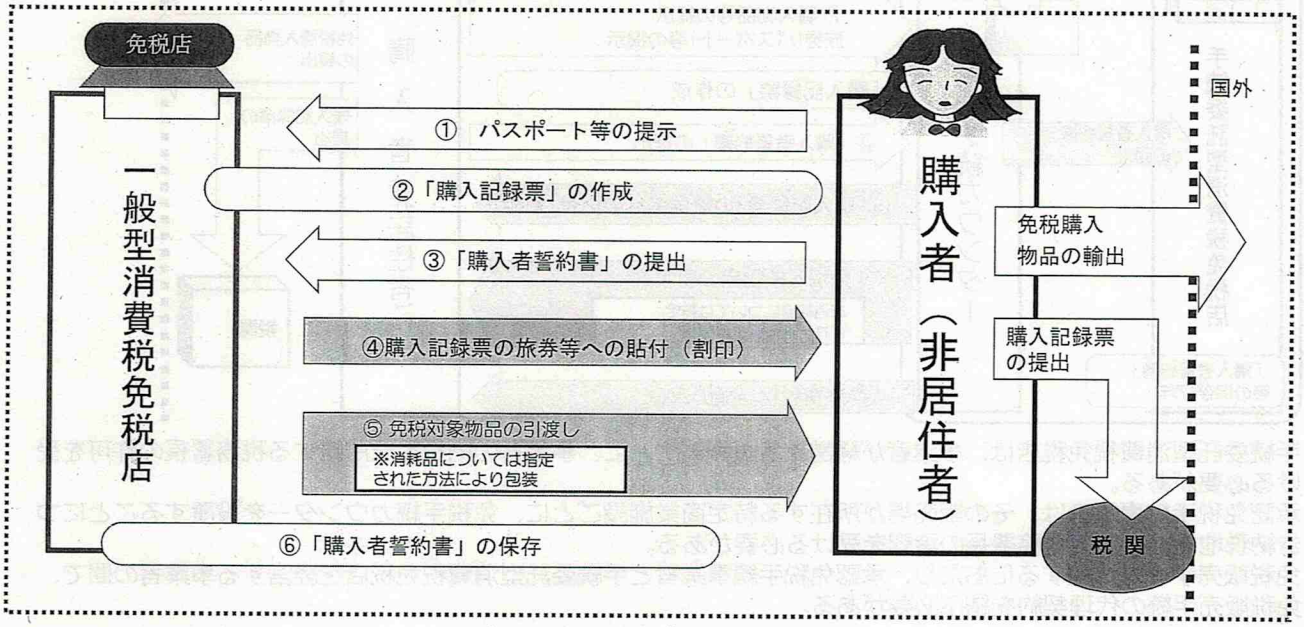

消費税免税店制度とは④（手続委託型消費税免税店の概要）

○　手続委託型消費税免税店では、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において非居住者に対して販売する物品に係る免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることが出来る。

○　免税手続カウンターで合算金額を管理している場合、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して下限金額を超えれば、免税の対象となる。

免税手続カウンターでの買い物のイメージ

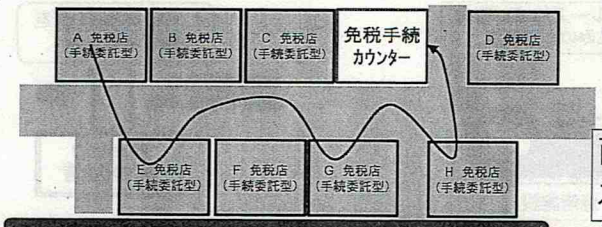

A店で和菓子2,000円を購入
E店で日本酒4,000円を購入　} 消耗品で合算5,000円超

G店で扇子3,000円を購入
H店で着物15,000円を購入　} 一般物品で合算10,000円超

※いずれも税抜価格

商店街やショッピングセンターの中で、店舗を越えて合算して、免税販売手続が可能に！

特定商業施設のイメージ

手続委託型消費税免税店　免税手続カウンター

①商店街振興組合

免税手続カウンター設置場所
商店街振興組合の定款に定めた地区

販売店舗の設置要件
上記地区に所在し、商店街振興組合の組合員であること

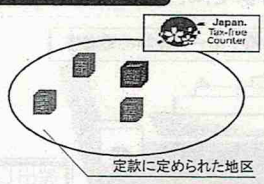

②事業協同組合

免税手続カウンター設置場所
事業協同組合の組合員が形成する一の商店街

販売店舗の設置要件
上記商店街に所在し、事業協同組合の組合員であること

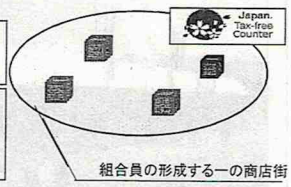

③大規模小売店舗

免税手続カウンター設置場所
大規模小売店舗の施設内

販売店舗の設置要件
大規模小売店舗の施設内

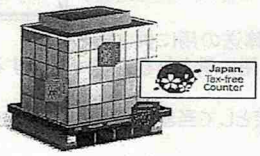

④一棟の建物(不動産登記上)

免税手続カウンター設置場所
一棟の建物内

販売店舗の設置要件
一棟の建物内

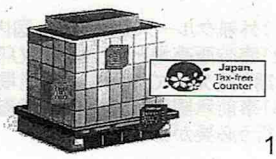

消費税免税店制度とは⑤（手続委託型消費税免税店における手続の流れ）

＜手続の流れ＞
○　特定商業施設内の手続委託型消費税免税店（※1）で税込で販売し、承認免税手続事業者（※2）の設置する免税手続カウンターで免税販売手続（※3）、返金を行う。

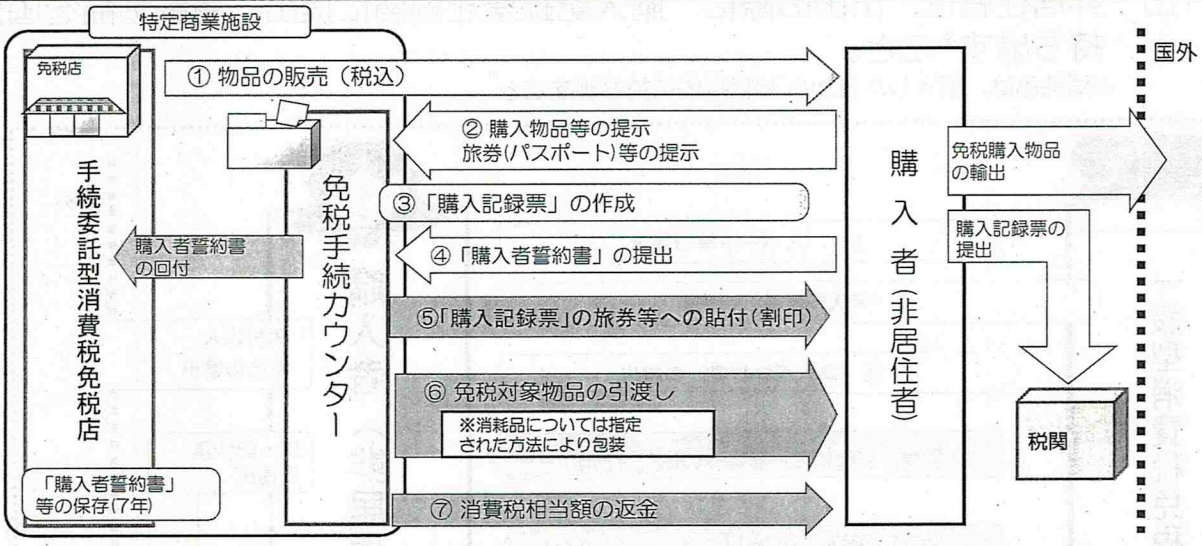

（※1）手続委託型消費税免税店は、事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
（※2）承認免税手続事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することにつき納税地を所轄する税務署長の承認を受ける必要がある。
（※3）免税販売手続を代理するにあたり、承認免税手続事業者と手続委託型消費税免税店を経営する事業者の間で、免税販売手続の代理契約を結ぶ必要がある。

消費税免税店とは⑥（事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の概要）

○外航クルーズ船等(※1)が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて設置する臨時販売場(※2)は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売手続を行うことができる。

◇臨時販売場を輸出物品販売場とみなす要件

①　臨時販売場を設置しようとする事業者が、消費税免税店を経営する事業者であること

②　臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について、納税地の所轄税務署長の承認を受けていること

③　臨時販売場を設置する日の前日までに、臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること

岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

クルーズふ頭への臨時の免税店の出店手続

①あらかじめ、臨時販売場を出店しようとする港湾施設について、税務署長の承認を受ける

②前日までに、臨時販売場を出店することを税務署長に届出

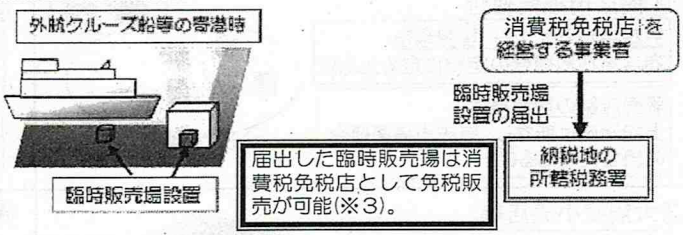

（※1）外航クルーズ船等とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶。
（※2）臨時販売場とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場。
（※3）事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場については、一般型消費税免税店として当該臨時販売場において当該事業者が免税販売手続を行う必要がある。

（２）消費税免税店になるには（一般編）

消費税免税店になるには（一般編）①

○　一般型消費税免税店となるには、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」に次の書類を添付して、消費税免税店を経営しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長へ行う。

≪「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の添付書類≫
①許可を受けようとする販売場の見取図
（販売場のレイアウト図などに免税販売手続を行う場所を付記したもの）
②免税販売の方法を販売員に周知するための資料
（免税販売手続マニュアルなど）
③免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
（免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したものなど）
④申請者の事業内容が確認できる資料
（会社案内やホームページ掲載情報など）
⑤許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
（取扱商品リスト、商品カタログなど）
⑥許可を受けようとする販売場において作成する購入記録票のサンプル
※　②～⑥の資料については、許可要件の確認のため参考として添付する必要がある

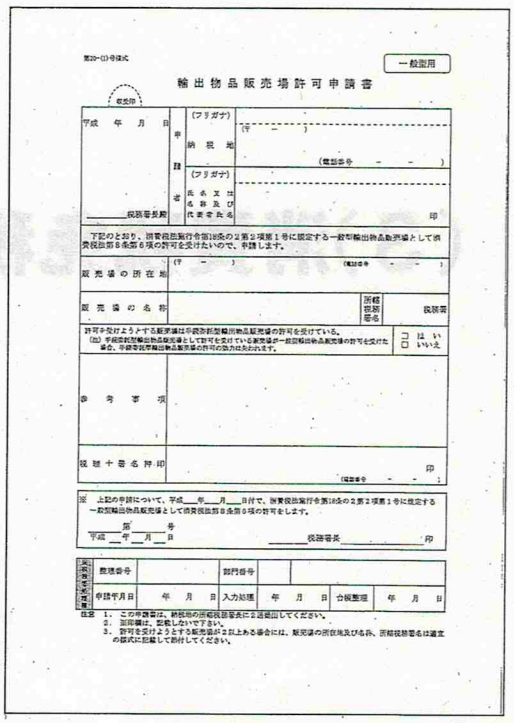
第20-(1)号様式　一般型用

輸出物品販売場許可申請書

収受印

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ）
納税地　（〒　－　）　（電話番号　－　－　）

（フリガナ）
氏名又は名称及び代表者氏名　印

下記のとおり、消費税法施行令第16条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可を受けたいので、申請します。

販売場の所在地　（〒　－　）　（電話番号　－　－　）

販売場の名称　所轄税務署名　税務署

許可を受けようとする販売場は平成28年新型輸出物品販売場の許可を受けている。　□はい　□いいえ
（注）平成28年新型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けた場合、平成28年新型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。

参考事項

税理士署名押印　印　（電話番号　－　－　）

上記の申請について、平成＿年＿月＿日付で、消費税法施行令第16条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をします。

第　号
平成＿年＿月＿日　＿＿＿税務署長　印

税務署処理欄	整理番号		部門番号		
	申請年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理　年　月　日

注意　1．この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
2．記載欄は、記載しないで下さい。
3．許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の欄に記載して別紙してください。

消費税免税店になるには（一般編）②

○　一般型消費税免税店として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要。

≪一般型消費税免税店の許可要件≫

①　次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者(※1)に限る。）が経営する販売場であること。

イ現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

ロ輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

②　現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

③　免税販売手続に必要な人員を配置(※2)し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する(※3)販売場であること。

(※1)その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることが出来る。
詳細は国税庁HP（https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm）

(※2)「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要となる手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているもの。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えない。

(※3)「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、非居住者であることの確認や購入記録票の作成など免税販売の際に必要となる手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではない。

（３）消費税免税店になるには（委託編）

免税販売手続を免税手続カウンターに代理させて免税販売をするには

○ 他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理する事業者（消費税の課税事業者に限る。）は、その販売場が所在する特定商業施設に免税手続カウンターを設置するためには、自身の納税地を所轄する税務署長の承認を受け、承認免税手続事業者となる必要がある。
○ 販売場を「手続委託型消費税免税店」としようとする事業者（消費税の課税事業者に限る。）は、その販売場ごとに、その事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
○ そのためには、手続委託型消費税免税店と承認免税手続事業者の間で免税販売手続の代理契約を締結し、申請書とともに契約書の写しを税務署へ提出することが必要となる。

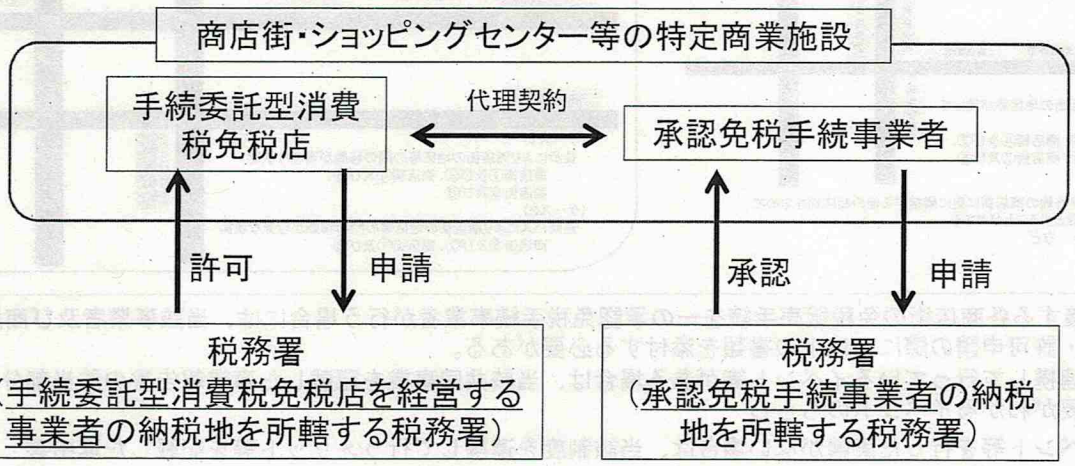

特定商業施設とは

○ 特定商業施設とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいう。

販売場の区分	特定商業施設	例
① 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限ります。）	当該地区	商店街
② 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限ります。）	当該地域	
③ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④ 一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

商店街の地区等

○　商店街の地区等（商店街振興組合の地区又は事業協同組合において一の商店街が形成されている地域をいう。以下同じ。）が他の商店街の地区等と隣接している場合は、その隣接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができる。
○　同一の税務署の管轄区域内にある商店街の地区等が他の商店街の地区等と近接している場合は、その近接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができる。

〈隣接する商店街の地区等〉

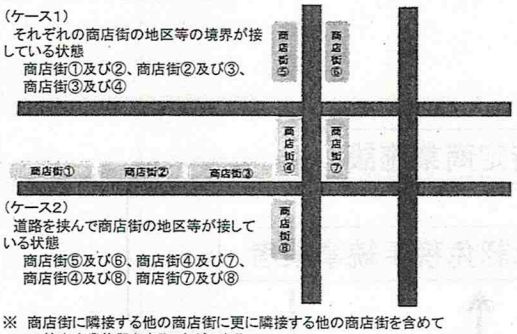

※ 商店街に隣接する他の商店街に更に隣接する他の商店街を含めて一の特定商業施設とすることができる。
商店街①～④　など

〈近接する商店街の地区等〉

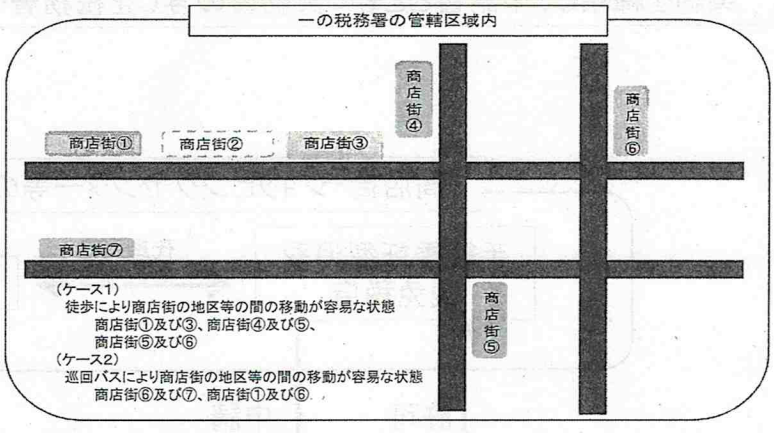

隣接又は近接する各商店街の免税販売手続を一の承認免税手続事業者が行う場合には、当該事業者及び商店街の組合員は、承認・許可申請の際に、以下の書類を添付する必要がある。
①各商店街が連携して行っているイベント等がある場合は、当該共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要がわかるイベントのちらし
②連携したイベント等を行った実績がない場合は、当該制度を連携して行うメリット等を記載した理由書

商店街等における免税手続カウンター導入のヒント

＜商店街における免税手続カウンター導入のモデルケース＞

①既に免税販売手続を行っている百貨店やスーパーが手続を受託する（※1）

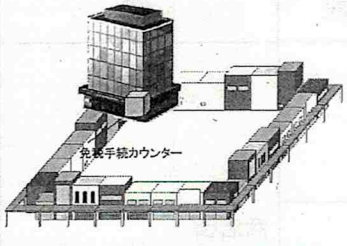

②外国人対応が得意なお店や、コンビニ・配送業者等の人や物が集まる施設に免税手続カウンターを設置する（※1）

③補助金等を活用して新たに免税手続カウンターを設置する（※2）（※3）

＜決済端末＞

＜Wi－Fi機器＞

＜免税店＞

（※1）一般型消費税免税店と承認免税手続事業者を兼ねる場合
一般型消費税免税店を経営する事業者が、その一般型消費税免税店について承認免税手続事業者として承認を受けて免税手続カウンターを設置した場合、他の手続委託型消費税免税店の免税販売手続の代理を行うことができます。また、免税販売手続の代理を行う手続委託型消費税免税店で販売した物品とその一般型消費税免税店で販売した物品を合算して、下限額を超えるか判定することができます。
（※2）　中小企業庁　地域商業自立促進事業補助金（分野：外国人対応）
商店街が外国人対応のために行う、免税システムの導入、キャッシュレス決済に必要な決済端末機の導入、Wi－Fi機器整備等の取組に対し、補助金を活用することが可能です。
http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2015/150218jiritu.htm
（※3）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部　地域住民生活等緊急支援のための交付金
自治体ごとに定める実施計画において、支援メニューとしてパスポートリーダー等の導入支援が盛り込まれている場合、今後、補助金等の募集が行われる可能性があります。詳細については各自治体までお問い合わせ下さい。

大規模小売店舗内に免税手続カウンターを設置する例

【事例1】
一つの建物(ショッピングセンター等)内に免税手続カウンターを設置

【事例2】
連絡通路で結ばれた建物(ショッピングセンター等)内に免税手続カウンターを設置

【事例3】
アウトレットモール内に免税手続カウンターを設置

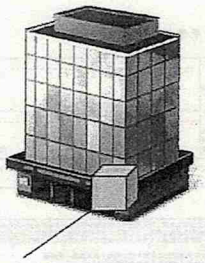

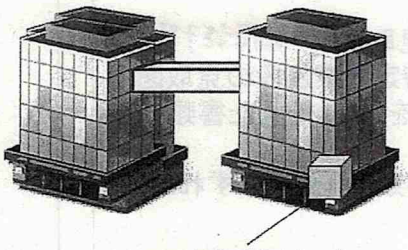

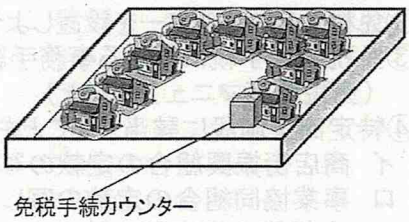

【承認・許可申請書添付書類】

ショッピングセンター等を特定商業施設（大規模小売店舗）として承認・許可申請する際には、当該大規模小売店舗の新設・変更に関する届出書の写し（当該届出書等の地方自治体への提出事実が分かるもの）又はこれに代わる書類を添付する必要がある。

一棟の建物内に免税手続カウンターを設置する例

【事例1】
一棟の建物内(テナントビル等:大規模小売店舗を除く)に免税手続カウンターを設置

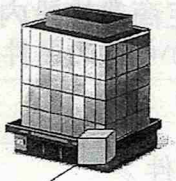

【事例2】
一棟の建物内(地下街)に免税手続カウンターを設置

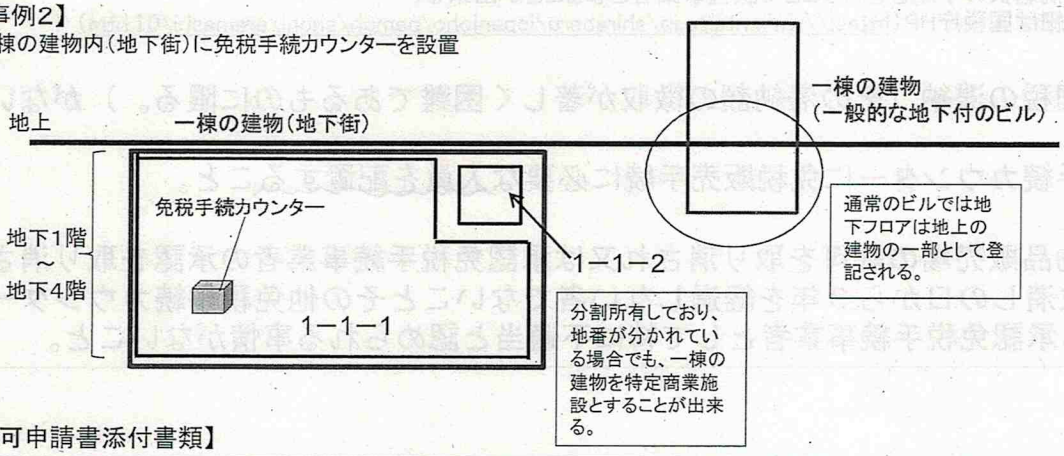

【承認・許可申請書添付書類】

テナントビル等を特定商業施設（一棟の建物）として承認・許可申請する際には、当該建物の登記事項証明書（登記簿謄本の写し）を添付する必要がある。

免税手続事業者の承認申請方法

○　承認免税手続事業者となるには、「承認免税手続事業者承認申請書」とともに、「承認免税手続事業者承認申請書添付書類自己チェック表」に記載のある下記の書類を添付して免税手続事業者の納税地（本店所在地）を所轄する税務署長へ申請する。

＜添付書類＞
①設置しようとする免税手続カウンターの見取図　高店街行見取図
②免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の見取図
③免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類
　（免税販売マニュアルなど）
④特定商業施設に該当することを証する書類（イ~ニのいずれか）
　イ　商店街振興組合の定款の写し
　ロ　事業協同組合の定款の写し
　ハ　大規模小売店舗に該当することを証する書類
　ニ　建物の登記事項証明書（登記簿謄本の写し）
⑤申請者の事業内容が確認できる資料
　（会社案内やホームページ掲載情報など）
⑥免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料（人数、地位、言語）
⑦免税手続カウンターにおいて作成する購入記録票のサンプル

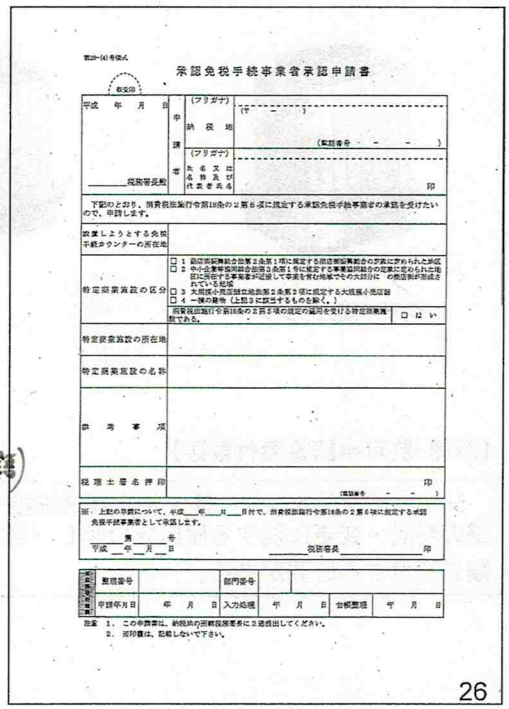
第2号(4)様式

承認免税手続事業者承認申請書

収受印

平成　年　月　日

税務署長殿

申請者	納税地	(フリガナ) 〒　－　） （電話番号　－　－　）
	名称及び代表者氏名	(フリガナ) 印

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第6項に規定する承認免税手続事業者の承認を受けたいので、申請します。

設置しようとする免税手続カウンターの所在地	
特定商業施設の区分	□ 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が証明して申請を行う施設であって、その商店街が形成されていると認め □ 3 大規模小売店舗立地法第2条第3項に規定する大規模小売店舗 □ 4 一棟の建物（上記3に該当するものを除く。）
	消費税法施行令第18条の2第8項の規定の適用を受ける特定商業施設である。　□ はい
特定商業施設の所在地	
特定商業施設の名称	
参考事項	
税理士署名押印	印 （電話番号　－　－　）

※　上記の申請について、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で、消費税法施行令第18条の2第6項に規定する承認免税手続事業者として承認します。

第　号
平成＿＿年＿＿月＿＿日　＿＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿印

税務署処理欄	整理番号		部門番号				
	申請年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日	

注意　1.　この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
　　2.　収印欄は、記載しないで下さい。

26

承認免税手続事業者の承認要件

○　承認免税手続事業者として、特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することにつき承認を受けるためには、次の①から④の要件の全てを満たしていることが必要。

≪承認免税手続事業者の承認要件≫
①消費税の課税事業者であること。
　（※）その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることが出来る。
　詳細は国税庁HP（https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm）

②現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

③免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。

④輸出物品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者の承認を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

手続委託型消費税免税店の許可申請方法

○ 手続委託型消費税免税店となるには、「輸出物品販売場許可申請書（委託型）」とともに、輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表」に記載のある下記書類を添付して、消費税免税店を運営する事業者の納税地（本店所在地）を所轄する税務署長に申請する。

＜添付書類＞

①販売場が所在する特定商業施設の見取図 ＜準線＞
（販売場及び免税手続カウンターの場所を記したもの）

②承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し

③特定商業施設に該当することを証する書類（イ~ニのいずれか）
- イ　商店街振興組合の定款の写し
- ロ　事業協同組合の定款の写し
- ハ　大規模小売店舗に該当することを証する書類
- ニ　建物の登記事項証明書（登記簿謄本の写し）

④承認免税手続事業者の承認通知書の写し

⑤申請者の事業内容が確認できる資料
（会社案内やホームページ掲載情報など）

⑥許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
（取扱商品リスト、商品カタログ）

⑦免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類（販売場で発行するレシートのひな形、一般物品と消耗品の別がわかる取扱商品リストなど）＜情報共有＞

⑧商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが確認できる書類
（組合員名簿など）

※新たに特定商業施設に免税手続カウンターを設ける場合等で②、④の準備が間に合わない場合、「参考事項」欄に後日提出する旨を記載することで、②、④を後日送付扱いとして申請を行うことが可能。

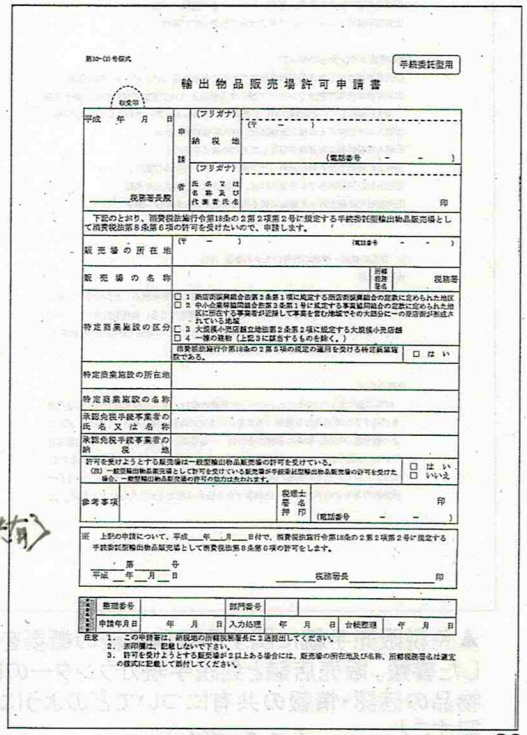
第30-(1)号様式　手続委託型用

輸出物品販売場許可申請書

税務署長殿

平成　年　月　日

申請者
（フリガナ）
納税地　（〒　－　）　（電話番号　－　－　）
（フリガナ）
氏名又は名称及び代表者氏名　印

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可を受けたいので、申請します。

販売場の所在地　（〒　－　）　（電話番号　－　－　）

販売場の名称　所轄税務署名　税務署

特定商業施設の区分
□ 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区
□ 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が組織して事業を営む地域でその大部分（一の商店街が形成されている地域
□ 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
□ 4 一棟の建物（上記3に該当するものを除く。）
消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける特定商業施設である。　□ はい

特定商業施設の所在地

特定商業施設の名称

承認免税手続事業者の氏名又は名称

承認免税手続事業者の納税地

許可を受けようとする販売場は一般型輸出物品販売場の許可を受けている。
(注) 一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が特定商業型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の取りけしをおこなう。　□ はい　□ いいえ

参考事項　税理士署名押印　印　（電話番号　－　－　）

※　上記の申請について、平成　年　月　日付で、消費税法施行令第18条の2第2項2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をします。

第　号
平成　年　月　日　税務署長　印

整理番号		部門番号	
申請年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日
台帳整理	年　月　日		

注意　1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
2. 消印欄は、記載しないで下さい。
3. 許可を受けようとする販売場が3以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

手続委託型消費税免税店の許可要件

○　手続委託型消費税免税店として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要。

≪手続委託型消費税免税店の許可要件≫

①　次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。
- イ　現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
- ロ　輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

②　現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

③　販売場を経営する事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、次のイ、ロ、ハの要件の全てを満たす関係があること。
- イ　当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること
- ロ　当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること
- ハ　当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること

添付書類の例

免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類(例)

販売店舗・免税手続カウンターにおける免税手続きの流れについて

(店舗において)

①税込価格で物品を販売。商品、レシートをお客様へ手交

②免税手続カウンターへ、フロアマップを使ってご案内

(免税手続カウンターにおいて)

①免税手続を行うお客様が非居住者であることを旅券(パスポート)等で確認

②お客様が免税手続カウンターで提示する物品と「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している店舗において販売された物品とが同一であることを確認(※)

③購入した店舗ごとに購入記録票及び購入者誓約書を作成

④購入者誓約書にお客様が署名したものの提出を受ける

⑤購入記録票をお客様の旅券(パスポート)等へ貼付及び割印

⑥購入物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装

⑦免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をお客様へ返金

(※) 物品の確認・情報の共有のための措置(例)

物品の確認

販売店舗において交付するレシートの記載内容と物品を照らし合わせることにより、その販売場で販売された物品であることが確認できる。免税手続カウンターでは、お客様からこのレシートと物品の提示を受けて、その店舗で販売された物品と、お客様が提示した物品とが同一であることを確認する。

情報の共有

個別店舗において交付するレシートの記載内容は、購入記録票及び購入者誓約書を作成するために必要な情報(事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額、一般物品と消耗品の別など)が記載されている。免税手続カウンターでは、このレシートをもとに購入記録票等を作成する。また、このレシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が消耗品であるか一般物品であるかを判断して、消耗品である場合は指定された方法により包装する。

▲免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類。販売店舗と免税手続カウンターの間で行う物品の確認・情報の共有についてどのように行うかを記すこと。

(マニュアル)
<レシートにも記載>

印紙貼付
4千円

業務委託契約書(例)

株式会社○○○○○○(以下「甲」という)は、株式会社○○○○○○(以下「乙」という)に対し、甲の免税販売手続き業務における業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(委託業務)
甲がこれに対し委託する業務(以下「本業務」という)は、手続委託型輸出物品販売事務規定(平成27年4月1日施行)に基づいて甲が行なう非居住者への物品の譲渡に付帯する免税販売手続き業務とする。但し、甲の納税地を所轄する税務署への税申告等の税務は本業務に含まれないものとする。

第2条(責任の帰属)
本業務の税務上の効果は全て甲に帰属するものとする。

第3条(善管注意義務)
乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を行うものとする。

第4条(本契約の納税)
本契約締結にあたり甲及び乙は、それぞれの納税地を所轄する税務署長から、甲は乙を委託先とする手続委託型輸出物品販売場の、乙は免税販売手続き代行事業者の許可を受けていることを前提とする。

第5条(委託期間)
本業務の委託期間は平成○○年○○月○○日より平成○○年○○月○○日とする。委託期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかも、相手方に対し本契約を継続しない旨の書面による通知がない場合、当該委託期間の末日の翌日から1年間を新たな業務委託期間として自動的に更新されるものとし、以後もこの例による。

第6条(立替金の精算と購入者誓約書の授受)
1. 甲は、本業務においてこれが甲に代わって非居住者に返金した消費税額を、あらかじめ合意した精算サイクルにて乙に支払うものとする。
2. 乙は、本業務で作成した購入者誓約書を甲に返還する。また甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第7条(委託料とその支払)
1. 甲がこれに対し支払う委託料は、○○○○円(消費税別)とする。
2. 甲による支払いは、○○締め○○日に、乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第8条(秘密保持)
乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第9条(契約解除)
当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第10条(協議)
本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲:
東京都○○区○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

乙:
東京都○○区○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

▲委託契約書のひな形

(4)免税の手続(共通編)

①対象者について

免税販売の対象となる「非居住者」

○ 免税販売は、外国人旅行者などの一時的滞在者が対象。
※ 外国人であっても、国内に居住している者は免税販売の対象とならない。

免税販売の対象となる「非居住者」

○「外国為替及び外国貿易法」第6条第1項第6号（定義）に規定する非居住者

- 一般的な外国人旅行者等
- 日本人であっても、2年以上外国に滞在する目的で出国し、一時的に日本に入国し、滞在期間が6ヶ月未満で出国する者等

免税販売の対象とならない外国人の例（「居住者」として扱われるもの）

○ 日本国内にある事業所に勤務する者
○ 日本に入国後6ヶ月以上経過する者

外国人

非居住者	居住者
❶外国人は原則として非居住者として取り扱われます ❷外国政府又は国際機関の公務を帯びる者	❶日本国内にある事務所に勤務する者 ❷日本に入国後6か月以上経過するに至った者

日本人

非居住者	居住者
❶外国にある事務所（日本法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ❷2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ❸①及び②に掲げる者のほか、日本出国後、外国に2年以上滞在するに至った者 ❹①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者	❶日本人は、原則として居住者として取り扱われます ❷日本に在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます

※居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うことになります。

パスポート等の確認事項

・赤塗り箇所は購入記録票作成時に使用する情報

【旅券情報】

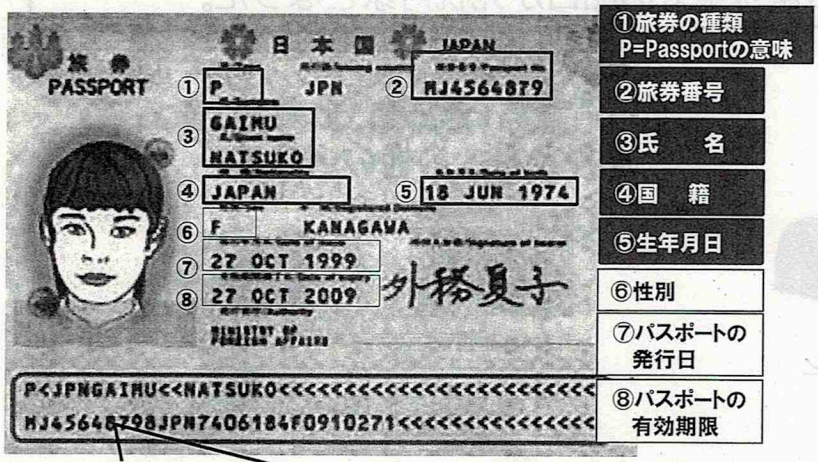

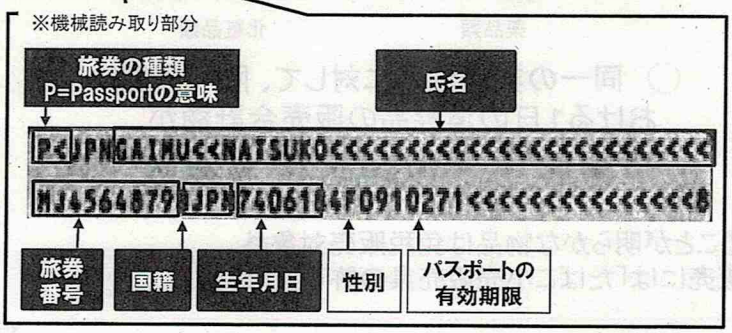

【上陸許可情報（上陸許可の証印）】

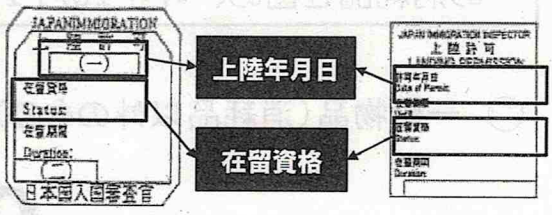

＜在留資格の例＞

在留資格	内容
短期滞在	観光、保養、スポーツ、見学等
留学	本邦の大学や専修学校の専門課程等において教育を受けようとするもの
就学	本邦の高等学校若しくは専修学校の高等課程等で教育を受けようとする者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興業に係る活動又はその他の芸能活動を行おうとする者
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化等について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けて修得する活動を行おうとする者

※ 上記以外にも在留資格が存在。「短期滞在」が多い。
※ 上記の在留資格であっても、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6ヶ月以上経過した者は居住者に該当する（免税販売の対象とならない）。

（４）免税の手続（共通編）
②免税物品について

免税対象物品の拡大

○　これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、昨年10月１日より全ての品目が免税対象となった。

○　一般物品（消耗品以外のもの）

家電製品

着物・服

カバン

○　同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額が、1万円を超えるもの

○　消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）

食品類

飲料類

薬品類

化粧品類

○　同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額が、5千円を超え、50万円までの範囲内のもの

※　非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。
※　酒の販売には「酒類販売業免許」、たばこの販売には「たばこ小売販売業の許可」が必要。

一般物品と消耗品の免税販売における要件

一般物品	消耗品
同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の一般物品の販売合計額（税抜）が<u>１万円を超える</u>ものであること。	同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の消耗品の販売合計額（税抜）が<u>５千円を超え、５０万円までの範囲内</u>のものであること。
同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が<u>100万円を超える</u>場合には、免税店を経営する事業者が、その非居住者の旅券等の写しを、その事業者の納税地又は販売場の所在地に保存すること（7年間の保存義務）。 ※パスポートの場合、パスポートの番号、非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。 ※電磁的記録による保存も可能。 ※免税店を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間保存。	－
免税購入する非居住者から、<u>輸出する</u>旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。	免税購入する非居住者から、<u>購入後30日以内に輸出する</u>旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。
－	<u>指定された方法により包装</u>を行うこと。 ※一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の販売方法による。

消耗品の免税販売の注意点（包装）①

○包装は「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製等の箱」が可能。
○包装は以下のような要件を満たすこと。
① 出国までに破損しない十分な強度を有すること
※ 果物等の鮮度維持のために内容物を容易に取り出せない大きさの穴を開けることは許容される。
② 開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること
③ 包装の中の内容物や個数が確認できること
○袋の場合には、透明、ほとんど透明であること
○箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載又は記載した書面を貼付
④ 出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は記載した書面を貼付

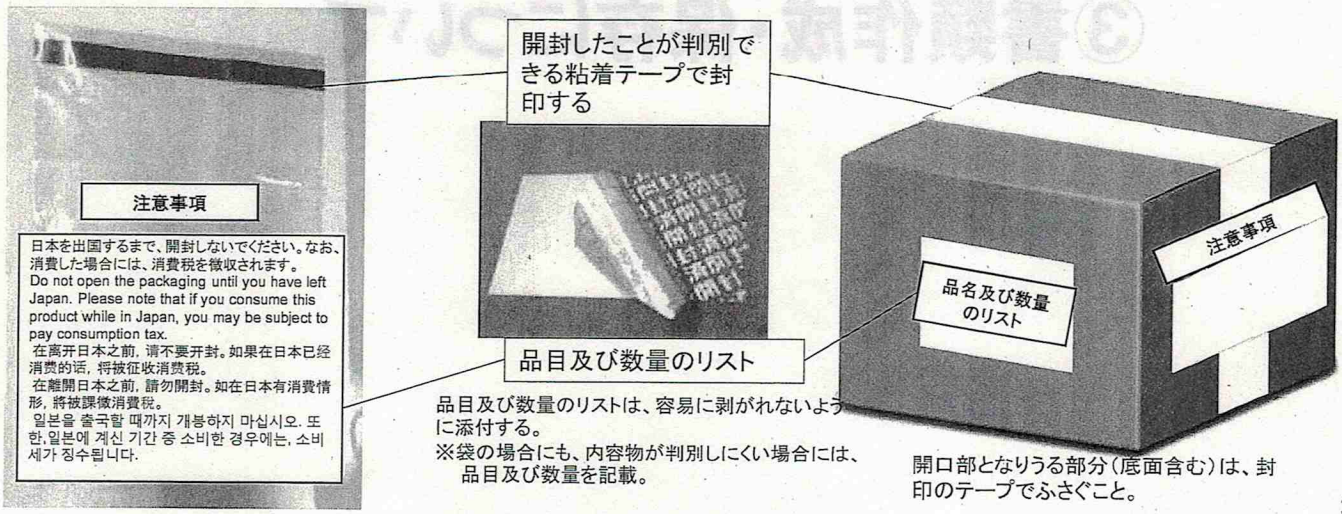

消耗品の免税販売の注意点（包装）②

○ 消耗品の包装に記載する注意喚起は、日本語及び外国語で行う必要がある。外国語は、英語に限らず、訪日旅行者の多い国の言語（中国語、韓国語等）で記載することが望ましい。
○ 注意喚起は、袋の表面に印刷などで記載、又は印刷した書面を貼り付ける。

＜注意喚起文書の例＞

日本を出国するまで、開封しないでください。なお、消費した場合には、消費税を徴収されます。
Do not open the packaging until you have left Japan. Please note that if you consume this product while in Japan, you may be subject to pay consumption tax.
在离开日本之前，请不要开封。如果在日本已经消费的话，将被征收消费税。
在離開日本之前，請勿開封。如在日本有消費情形，將被課徵消費稅。
일본을 출국할 때까지 개봉하지 마십시오. 또한,일본에 계신 기간 중 소비한 경우에는, 소비세가 징수됩니다.

（４）免税の手続（共通編）

③書類作成・保存について

「購入記録票」と「購入者誓約書」の作成（記載事項）

○ 消費税免税店は、免税販売をする際に「購入記録票」を作成。また、購入者は「購入者誓約書」を免税店に提出する必要がある。
これらは、特定の様式はなく、記載すべき事項のみを定めている。

※ 品名等を記載した明細書等を購入記録票等に貼付・割印することにより、明細書等に記載された事項については、購入記録票等の記載を省略することができる。

《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記載すべき事項	購入記録票	購入者誓約書	
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○	購入者（非居住者）情報 ※パスポート等で確認
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○	
③ 消費税免税店を経営する事業者の氏名又は名称	○	○	販売店舗の情報
④ 消費税免税店を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、消費税免税店の所在地	○	―	
⑤ 購入年月日	○	○	購入日・商品の情報 ※レシート等の貼付で代用可能
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額※	○	○	
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	―	○	購入者の署名

※複数の手続委託型消費税免税店で販売した物品について、免税手続カウンターにおいてその販売価額を一般物品と消耗品の別に合算した場合には、その複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額（一般物品、消耗品の別）を記載する必要があります。

「購入記録票」の作成例

（参考）＜購入記録票の作成例＞（一般物品と消耗品の購入記録票を一つの書類で作成する場合）

輸出免税物品購入記録票
Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export

本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない

When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.

从本国离境或者成为本国居民时，必须向离境地所属的海关署署长或者其住所或住所所在地所属的税务署署长提交购买记录单。

從日本出境或成為日本居民時，必須向管轄該出境地的海關首長或管轄該住址或居住地方的稅務署長提交購買記錄單(購入記錄票)。

일본에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 그 출항지를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거소 소재지를 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출해야 합니다.

所轄税務署/Tax office concerned　　納税地/Place for Tax Payment

販売者氏名・名称/Seller's Name　　販売場所在地/Selling Place

購入年月日/Date of Purchase
月 Month　日 Date　年 Year

消耗品/ Consumable Commodities

品名 Name of Commodity	単価 Unit Price	数量 Quantity	販売価額 Price
		合計価額/Total amount	

一般物品（消耗品を除く）/Commodities except consumables

品名 Name of Commodity	単価 Unit Price	数量 Quantity	販売価額 Price
		合計価額/Total amount	

旅券等の種類/Passport etc.　番号/No.
PASSPORT旅券

在留資格/Status of Residence　国籍/Nationality

上陸年月日/Date of Landing

購入者氏名（活字体）/Name in Full(in block letters)

生年月日/Date of Birth of Purchaser
月 Month　日 Date　年 Year

※用紙の大きさは、旅券への貼付けに支障のない大きさの用紙とする。
※外国語の注釈は、英語に限らず中国語、韓国語等で記載することを妨げない。（日本語での記載は必須）。

「購入記録票」の一般物品と消耗品の記載事項

○「購入記録票」及び「購入者誓約書」は、記載項目のみを定める（フォントの大きさや記載項目の配置などは自由とする）。
- コンピューターを使ったプリンターでの印刷が可能
- 免税販売物品の品名等の記入は、明細書等の貼付（割印が必要）に代えることができる

○ 一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合に、同一の用紙で両品目に共通する項目（購入者氏名等）を一括して記載し、一般物品と消耗品のそれぞれの品名ごとの数量、価額、合計額のみを別々に記載することで対応することも妨げない。

	＜一般物品の購入記録票の記載項目＞	＜消耗品の購入記録票の記載項目＞
共通記載可能項目	1 一般物品の購入者の ①氏名、②国籍、③生年月日、 ④在留資格、⑤上陸年月日	1 消耗品の購入者の ①氏名、②国籍、③生年月日、 ④在留資格、⑤上陸年月日
	2 ⑥当該一般物品の購入者のその所持する旅券等※の種類及び番号 ※旅券、船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書	2 ⑥当該消耗品の購入者のその所持する旅券等※の種類及び番号 ※旅券、船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書
	3 消費税免税店を経営する事業者の⑦氏名又は名称、⑧納税地、⑨納税地を所轄する税務署の名称	3 消費税免税店を経営する事業者の⑦氏名又は名称、⑧納税地、⑨納税地を所轄する税務署の名称
	4 当該⑩消費税免税店の所在地	4 当該⑩消費税免税店の所在地
	5 当該一般物品の⑪購入の年月日	5 当該消耗品の⑪購入の年月日
個別記載項目	6 当該一般物品の⑫品名、品名ごとの⑬数量及び⑭価額（税抜）並びに⑮当該物品の価額の合計額（税抜）⑯（合算している場合）複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額（税抜）	6 当該消耗品の⑫品名、品名ごとの⑬数量及び⑭価額（税抜）並びに⑮当該物品の価額の合計額（税抜）⑯（合算している場合）複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額（税抜）

「購入者誓約書」の作成例・保存

店舗数分の書類作成

○購入記録票の作成とともに、購入者誓約書を作成。
○記録内容は、購入記録票の記入時に複写で作成することが可能。
○購入者誓約書には、免税物品を購入する非居住者が自筆でサインを行う。
→ 免税販売を行った消費税免税店は、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、購入者誓約書を保存する。

購入者誓約書の作成

必ず免税物品を購入する非居住者が自筆でサインする。

最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書
Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export

・当該消耗品を、購入した日から30日以内に輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。
I certify that the goods listed as "consumable commodities" on this card were purchased by me for export from Japan within 30days from the purchase date and will not be disposed of within Japan.
・当該一般物品を、日本から最終的には輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。
I certify that the goods listed as "commodities except consumables" on this card were purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of within Japan.

署　名
Signature

販売者氏名・名称/Seller's Name

購入年月日/Date of Purchase
月 Month　日 Date　年 Year

消耗品/
品名 Name of Commodity　単価 Unit Price　数量 Quantity　販売価額 Price

合計価額/Total amount

一般物品（消耗品を除く）/Commodities except consumables
品名 Name of Commodity　単価 Unit Price　数量 Quantity　販売価額 Price

合計価額/Total amount

旅券等の種類/Passport etc.　番号/No.
PASSPORT旅券

在留資格/Status of Residence　国籍/Nationality

上陸年月日/Date of Landing

購入者氏名（活字体）/Name in Full(in block letters)

生年月日/Date of Birth of Purchaser
月 Month　日 Date　年 Year

「購入者誓約書」の一般物品と消耗品の記載事項

○ 購入者誓約書は、一般物品と消耗品で誓約する内容が異なる。
○ *一般物品と消耗品を同時に免税販売する際には、一般物品の購入者誓約書（輸出（輸出を誓約）と消耗品の購入者誓約書（30日以内の輸出を誓約）は、共通項目を同項目を同一用紙に記載することを妨げない。*

	＜一般物品の購入者誓約書の記載項目＞ （購入後において輸出する旨を誓約）	＜消耗品の購入者誓約書の記載項目＞ （購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約）
共通記載可能項目	1 一般物品購入者の①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格及び⑤上陸年月日 2 購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号 3 消費税免税店を経営する事業者の⑧氏名又は名称 4 当該一般物品の⑨購入の年月日 5 ⑩購入者の署名	1 消耗品の購入者の①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格及び⑤上陸年月日 2 購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号 3 消費税免税店を経営する事業者の⑧氏名又は名称 4 当該消耗品の⑨購入の年月日 5 ⑩購入者の署名
個別記載項目	6 当該一般物品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額（税抜）並びに⑭当該一般物品の価額の合計（税抜）⑮（合算している場合）複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額（税抜） 7 ⑮当該一般物品をその購入後において輸出することを誓約する旨	6 当該消耗品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額（税抜）並びに⑭当該消耗品の価額の合計（税抜）⑮（合算している場合）複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額（税抜） 7 ⑮当該消耗品をその購入後30日以内に輸出することを誓約する旨

※ 署名は必ず、商品を免税で購入した非居住者が自分で行う。

「購入記録票」の貼付

○ 免税対象物品を販売する際に、
① 「購入記録票」を作成し、
② 作成した購入記録票を免税対象物品を購入した非居住者（外国人旅行者等）のパスポートに貼付し、「割印」をする。

※ パスポートに貼付された購入記録票は、出国の際に税関に提出しなければならない。
※ パスポートに貼付する際は、「査証」のページにホッチキス貼り等の税関で剥がしやすい方法で、整然と貼付すること。

購入記録票等の記載

・旅券への貼付に支障のない大きさの用紙を使用すること
・様式は定めておらず、フォントの大きさや記載項目の配置など自由。
・コンピューターを使ったプリンターでの印刷も可能。
・免税販売物品の品名等の記入は、明細書等の貼付（割印が必要）に代えることができる。
※レシートを購入記録票等に貼付する場合は、免税販売価額の記載が必要

様式自由

税抜金額

記録票のパスポートへの貼付と割印

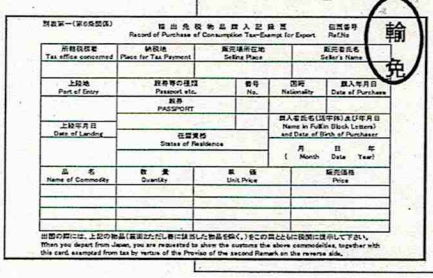

パスポート

「輸免」の割印の大きさは概ね
○ 横6mm
○ 縦8mm

免税物品の国外への持ち出し

○ 非居住者は出国に際してパスポート等へ貼付された「購入記録票」を税関に提出し、購入した免税物品を国外へ持ち出すことが必要です。

※ ただし、別送した場合は除く。
※ 非居住者は免税物品を出国前に他人に譲渡してはならない。
※ 飲料類、化粧品類等における液体物は国際線においては客室内への持込制限があるので、受託手荷物とする必要があります。
（詳細は国土交通省ホームページhttp://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000006.htmlをご参照下さい。）

免税販売した際には、必ず外国人旅行者にお伝えください。
※免税制度パンフレット：http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.html

Please do not remove or misplace the purchase proof document. It will be collected by Customs at the time of departure.
購入記録票は剥がしたり、無くしたりせずに出国時に税関に提出してください。

The shop will pack consumables so that they cannot be consumed in Japan. Be careful not to open the package. You may have to pay tax at the time of departure.

消耗品の扱いについては、日本国内で消費しないように包装をします。出国するまで開封しないでください。消費した場合には、出国時に課税されることがあります。

（５）免税の手続（委託編）

販売店舗・免税手続カウンターにおける免税販売手続の流れについて

（店舗において）
①税込価格で物品を販売。商品、レシートを非居住者へ手交
○免税手続カウンターへ、フロアマップを使って案内

（免税手続カウンターにおいて）
②免税販売手続を行う相手が非居住者であることを旅券（パスポート）等で確認
その非居住者が免税手続カウンターにおいて提示する物品と「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型消費税免税店において販売された物品とが同一であることを確認
③手続委託型消費税免税店ごとに購入記録票及び購入者誓約書を作成（注）
④その非居住者が署名した購入者誓約書の提出を受ける
⑤購入記録票をその非居住者の旅券（パスポート）等へ貼付及び割印
⑥購入物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装し、引渡し
⑦免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をその非居住者へ返金

（注）免税手続カウンターにおいて、販売場ごとに「購入記録票」及び「購入者誓約書」を作成

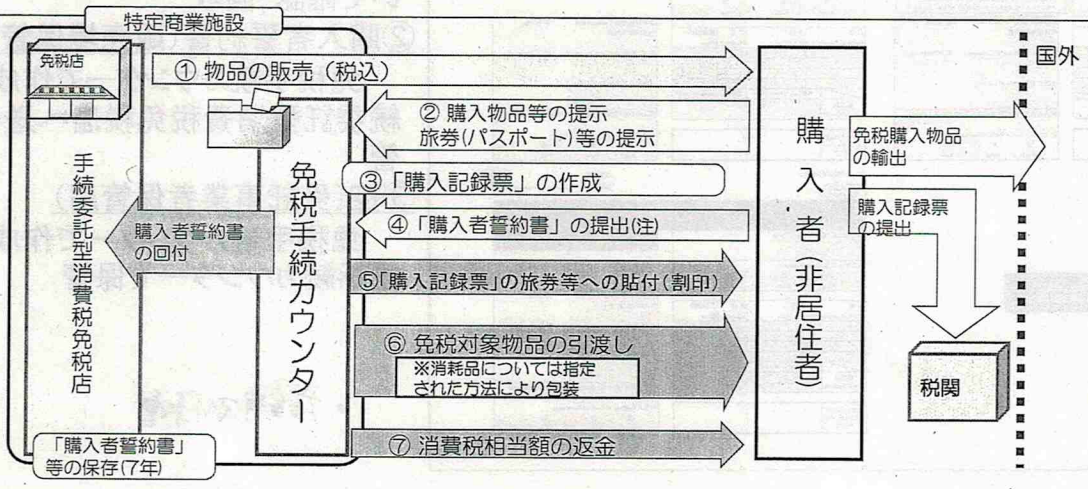

物品の同一性の確認、情報の共有について

○　承認免税手続事業者は、免税手続カウンターへ持ち込まれた物品が、免税販売手続の代理に関する契約を締結している手続委託型消費税免税店において販売されたものであるかどうかを確認の上、免税販売手続を行う必要がある。
○　また、購入記録票及び購入者誓約書は、免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者が作成することとなるため、購入記録票等を作成するために必要な情報（購入記録票等の記載事項及び一般物品であるか消耗品であるかの別が確認できる情報）を販売場から免税手続カウンターに連絡しているなど、免税販売手続に必要となる情報が共有されていなければならない。

○　物品の同一性の確認のための手段（例）
販売店舗において交付するレシートの記載内容と物品を照らし合わせることにより、その販売場で販売された物品であることが確認できる。免税手続カウンターでは、お客様からこのレシートと物品の提示を受けて、その店舗で販売された物品と、お客様が提示した物品とが同一であることを確認する。

○　情報の共有のための手段（例）
個別店舗において交付するレシートの記載内容は、購入記録票及び購入者誓約書を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び価額（税抜）、物品の価額の合計額（税抜）、一般物品と消耗品の別など）が記載されている。免税手続カウンターでは、このレシートをもとに購入記録票等を作成する。また、このレシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が消耗品であるか一般物品であるかを判断して、消耗品である場合は指定された方法により包装する。

「フルーツ４」等具体的な品名でない場合、「フルーツ４」が「洋ナシ」等の具体名を指すことを販売店舗と免税手続カウンターで情報共有すること

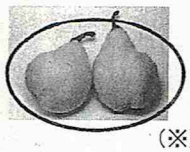

（※）

店舗において税込で発行されるレシートを購入記録票等に貼付する場合は、免税手続カウンターで税抜価格の記載が必要

※なお、野菜・果物や肉類の持込は各国の検疫のルールに従って対応する必要があるため、事前に確認をお願いします。

書類の作成・保存について

○ 承認免税手続事業者は、免税手続カウンターにおいて販売店ごとに購入記録票、購入者誓約書を作成することに加え、販売店ごとに「免税販売手続を行った日」「その際の免税販売価額」「他の手続委託型消費税免税店の販売金額と合算して免税要件を判定した場合にはその状況」を記録して事後に確認できるようにしておく必要がある（記録は購入記録票の写しの保存でも可）。

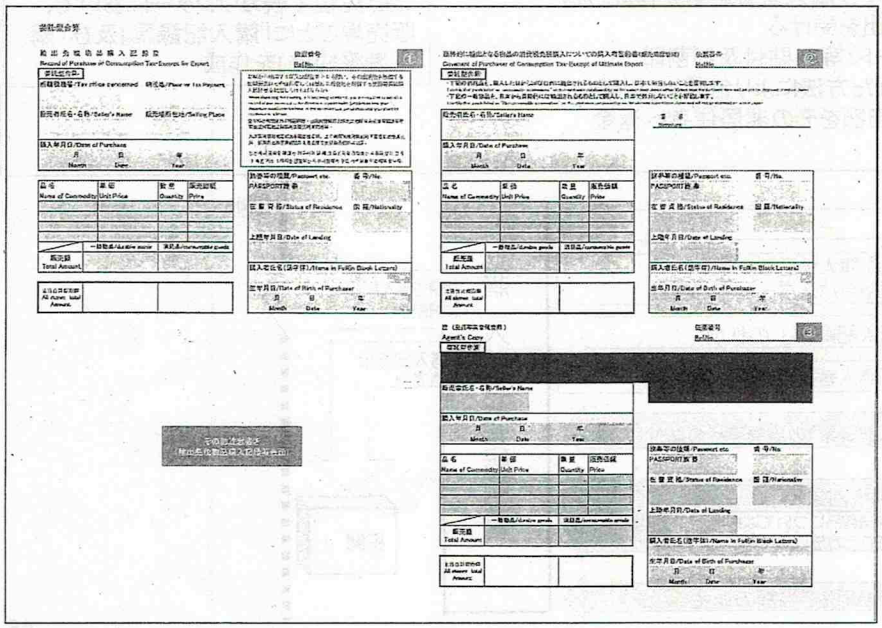

①購入記録票
　免税手続カウンターで作成、パスポートに貼付・割印⇒税関において確認・回収

②購入者誓約書（販売場保管用）
　免税手続カウンターで作成⇒手続委託型消費税免税店へ送付・保管

③控（受託事業者保管用）
　免税手続カウンターで作成⇒免税手続カウンターで保管

・店舗内で保管

（６）港湾施設における臨時の消費税免税店を出店するには

消費税免税店になるには（クルーズふ頭編）

○ 外航クルーズ船等（※1）が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて臨時販売場（※2）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）は、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要がある。【事前承認港湾施設の承認申請】

※1 国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶

※2 外航クルーズ船等に乗船する旅客に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場

○ 事前承認港湾施設の承認を受けた事業者は、臨時販売場の設置日の前日までに臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。【臨時販売場設置の届出】

○ 上記届出をした臨時販売場は、一般型消費税免税店として免税販売を行うことができる。

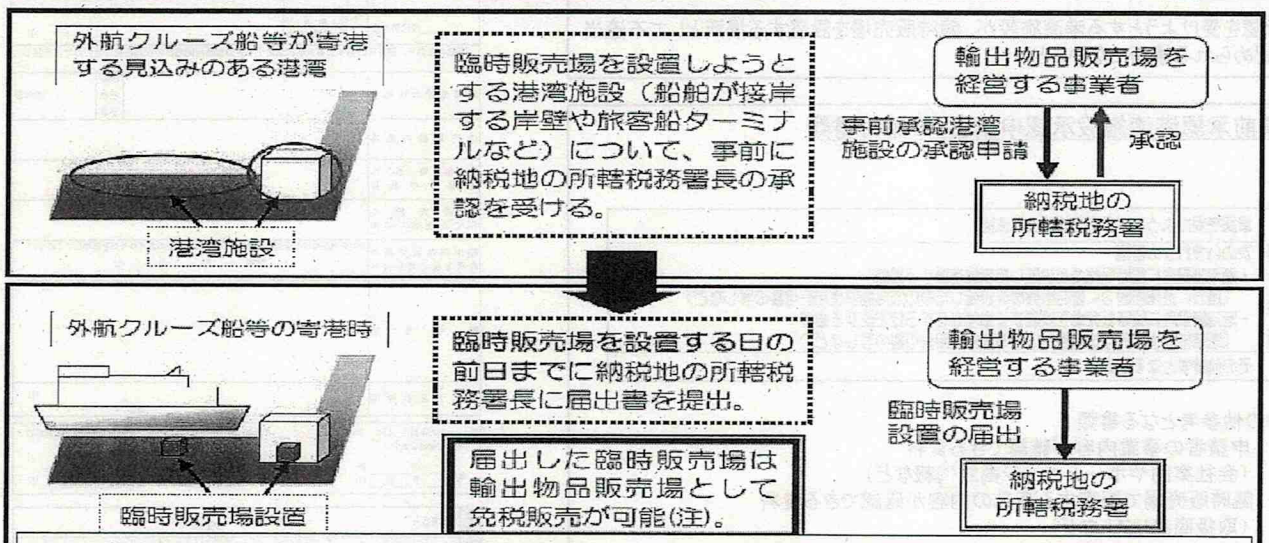

（注） 事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場については、一般型消費税免税店として当該臨時販売場において当該事業者が免税販売手続を行う必要があります。

事前承認港湾施設の承認対象となる「港湾施設」

■事前承認港湾施設の承認対象となる「港湾施設」

港湾法第2条第5項に規定する港湾施設（同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）をいうが、臨時販売場が設置される場所としては、以下の施設等が該当する。

港湾法第2条第5項
第3号（係留施設）、第4号（臨港交通施設）、第6号（荷さばき施設）
第7号（旅客施設）、第8号（保管施設）、第9の3号（港湾環境整備施設）

【参考】
岸壁等に臨時に出店するために港湾施設を使用する場合は、港湾施設の管理者から港湾施設に係る使用許可、又は港湾施設の管理者より当該港湾施設への出店者の募集の依頼を受けて出店を許可する者から、出店の許可を受ける必要がある。

（前提）

【参考】
港湾施設の使用許可申請手続き

港湾施設の使用許可申請手続については、許可を受けようとする港湾施設の管理者にお問い合わせください。
港湾管理者の名称及び港湾の名称は、以下の国交省港湾局HPに掲載されています。
http://www.mlit.go.jp/statistics/details/port_list.html
（国土交通省港湾局HP「統計情報」の港湾関係情報・データ No1「港湾管理者一覧表」を参照。）
なお、港湾管理者の連絡先がご不明な場合は、最寄りの国土交通省地方整備局等にお問い合わせください（国土交通省地方整備局等の連絡先は、末尾に掲載しています。）。

事前承認港湾施設の承認申請手続

○ 既に消費税免税店を経営する事業者であって、事前承認港湾施設の承認を受けようとする事業者は、承認を受けようとする港湾施設ごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要がある。

○ 具体的には、「事前承認港湾施設承認申請書」に必要書類を添付して申請することとなる。

■事前承認港湾施設の承認を受けるための要件

次の要件の全てを満たすことが必要。

① 港湾施設内に臨時販売場を設置する見込みがあること。

② 承認を受けようとする港湾施設が、臨時販売場を設置する場所として不適当と認められる場所でないこと。

■「事前承認港湾施設承認申請書」の添付書類

添付書類	承認を受けようとする港湾施設の見取図
	次のいずれかの書類 ・港湾施設内に臨時販売場を設置した事実を証する書類 （過去に港湾施設内に臨時販売場を設置した際の港湾施設使用許可書の写しなど） ・港湾施設内に臨時販売場を設置する意思を有する旨を証する書類 （港湾施設使用許可申請書又は港湾施設使用許可書の写しなど）
	その他参考となる書類

※その他参考となる書類
- 申請者の事業内容が確認できる資料
（会社案内やホームページ掲載情報など）
- 臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料
（取扱商品リストなど）

「事前承認港湾施設承認申請書」

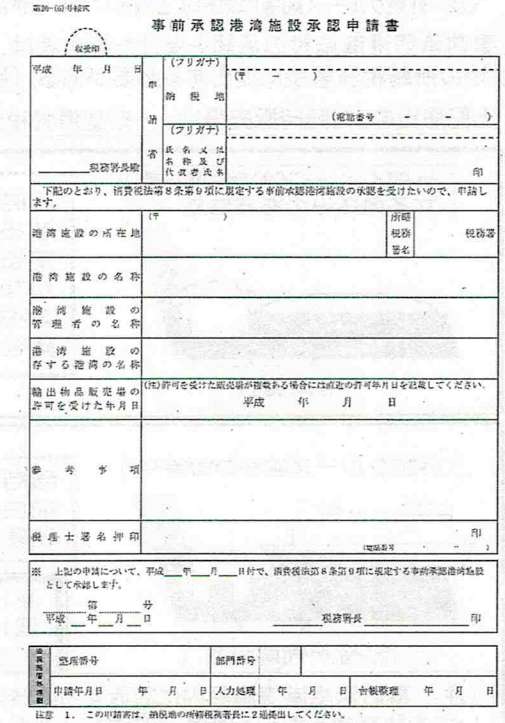
第26-(6)号様式

事前承認港湾施設承認申請書

税受印

平成　年　月　日

税務署長殿

届出者
（フリガナ）
納税地　（〒　－　）
（電話番号　－　－　）
（フリガナ）
氏名又は名称及び代表者氏名　印

下記のとおり、消費税法第8条第9項に規定する事前承認港湾施設の承認を受けたいので、申請します。

港湾施設の所在地	（〒　） 所轄税務署名　税務署
港湾施設の名称	
港湾施設の管理者の名称	
港湾施設の存する港湾の名称	
輸出物品販売場の許可を受けた年月日	（注）許可を受けた販売場が複数ある場合には直近の許可年月日を記載してください。 平成　年　月　日
参考事項	
税理士署名押印	印 （電話番号　－　－　）

※　上記の申請について、平成　年　月　日付で、消費税法第8条第9項に規定する事前承認港湾施設として承認します。

第　号
平成　年　月　日　　税務署長　印

税務署処理欄	整理番号		部門番号			
	申請年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日

注意　1．この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
2．※印欄は、記載しないで下さい。

事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出手続

○ 事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する旨の届出書は、臨時販売場を設置する日の前日までに、「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」に必要書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

■「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」の添付書類

添付書類	設置しようとする臨時販売場の付近見取図
	事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類（港湾施設使用許可書の写しなど）
	その他参考となる書類

○ 臨時販売場の設置場所や設置時間が変更となった場合

届出を行った臨時販売場の設置場所や設置期間が変更となった場合、遅滞なく、納税地の所轄税務署長にその変更した事項について届出を行う必要がある（「事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書」）。

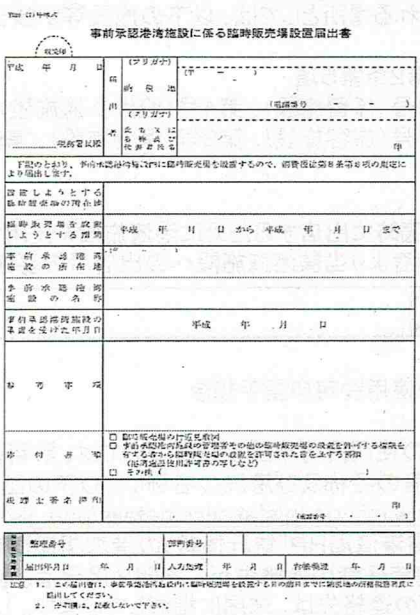
第26-(11)号様式

事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書

税受印

平成　年　月　日

税務署長殿

届出者
（フリガナ）
納税地　（〒　－　）
（電話番号　－　－　）
（フリガナ）
氏名又は名称及び代表者氏名　印

下記のとおり、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置するので、消費税法第8条第9項の規定により届出します。

設置しようとする臨時販売場の所在地	
臨時販売場を設置しようとする期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
事前承認港湾施設の所在地	（〒　－　）
事前承認港湾施設の名称	
事前承認港湾施設の承認を受けた年月日	平成　年　月　日
参考事項	
添付書類	□ 臨時販売場の付近見取図 □ 事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類 （港湾施設使用許可書の写しなど） □ その他（　）
税理士署名押印	印 （電話番号　－　－　）

税務署処理欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日

注意　1．この届出書は、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
2．※印欄は、記載しないで下さい。

【参考】
船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の購入記録票への記載
免税販売手続の際に作成することとなる「購入記録票」及び「購入者誓約書」の記載事項とされている「旅券等の番号」については、船舶観光上陸許可書により免税販売手続を行う場合で、その船舶観光上陸許可書に旅券（パスポート）の写しが貼付されている場合には、その船舶観光上陸許可書の番号又は旅券（パスポート）の番号のいずれかを記載することとされた。

3. 消費税免税店の拡大に向けて

（１）消費税免税店拡大に向けた取組

消費税免税店の拡大に向けた取組

・地方運輸局・経済産業局の「免税店相談窓口」の周知・活用を推進するとともに、全国各地で大小の説明会の開催や講師派遣を実施。
・観光庁のホームページに国内事業者向けの「免税店サイト」を平成26年10月1日より開設。

「免税店サイト」の開設

○免税店情報をワンストップで入手できる小売り事業者向けの「免税店サイト」を平成26年10月1日より開設。

(http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/)

パンフレットによる情報発信

○免税制度に関するパンフレットを地方運輸局等を通じて10,000部配布。

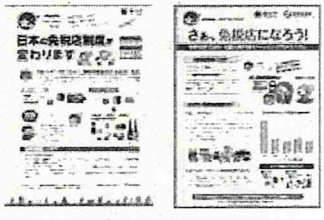

観光庁 Japan Tourism Agency
地方運輸局

協力

経済産業省
地方経済産業局

協力

地方自治体
商工会議所 等

免税店相談窓口

さぁ、免税店になろう!

Japan. Tax-free Shop

関係省庁が連携して、小売り事業者への情報発信と相談対応等により、免税店拡大を図る。

全国で免税制度説明会を開催

○免税制度説明会を全国各地で開催し、免税店許可取得を促進。地方自治体等が主催の説明会には講師を派遣して支援。

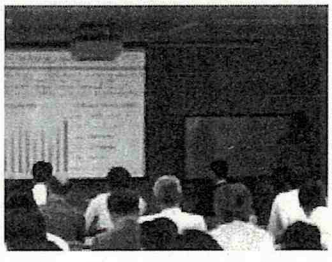

免税店に関する外国人向け情報発信について

○免税店のブランド化・認知度向上のため、免税店シンボルマークを作成。
○店頭にて免税店シンボルマークを掲示することにより、外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高める。
○平成26年1月24日より運用を開始（詳細はhttp://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.htmlまで）。
○平成27年4月10日からは、新たに免税手続カウンターシンボルマークを作成。

■免税店シンボルマーク

Japan. Tax-free Shop

■免税手続カウンターシンボルマーク

Japan. Tax-free Counter

○JNTOを活用した情報発信

・免税店（Tax-free Shop)の利用方法及び免税店のリストを、JNTOのHPやフェイスブックにおいて発信、店舗検索も可能。（_https://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/eng/index.php）
・免税店の利用方法等について、各国のJNTO現地事務所から現地旅行会社、出版社等へ情報提供し、ガイドブック等への掲載を働きかけ。

○観光関係事業者を活用した情報発信

・国内外のエアラインに働きかけ、機内誌において免税店の利用方法を紹介。

国内外での消費税免税店の情報発信

海外や訪日外国人に向けて日本の免税店制度や、免税店シンボルマークを掲示する免税店の店舗情報の発信等のため、ＪＮＴＯのホームページに免税店検索サイトのオープン、免税手続を分かりやすく説明するためのリーフレットやポスターの掲示に官民連携して取り組んでいる。

ＪＮＴＯ免税店検索サイト

https://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/eng/index.php

Q&A　　免税店検索サイト

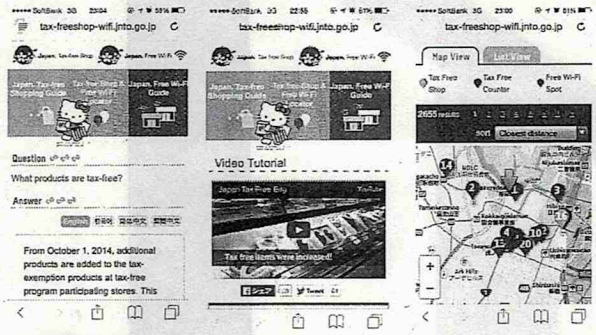

Japan. Tax-free Shop

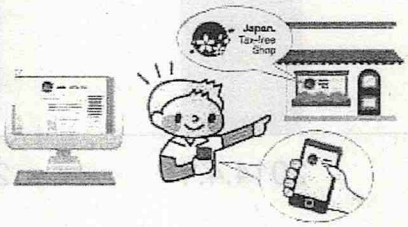

ポスター、リーフレット

海外・・・JNTO海外事務所、現地旅行会社等に配布
国内・・・TIC、各運輸局、地方自治体、鉄道会社、空港会社、流通関係団体等に配布

《掲示例》
中部国際空港
到着ターミナル

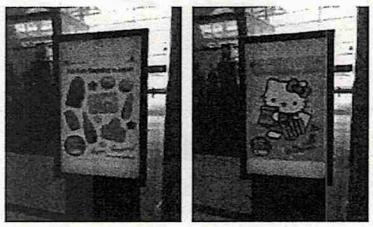

（２）消費税免税店の都道府県別分布

消費税免税店の都道府県別分布

免税店数の推移（単位：店）

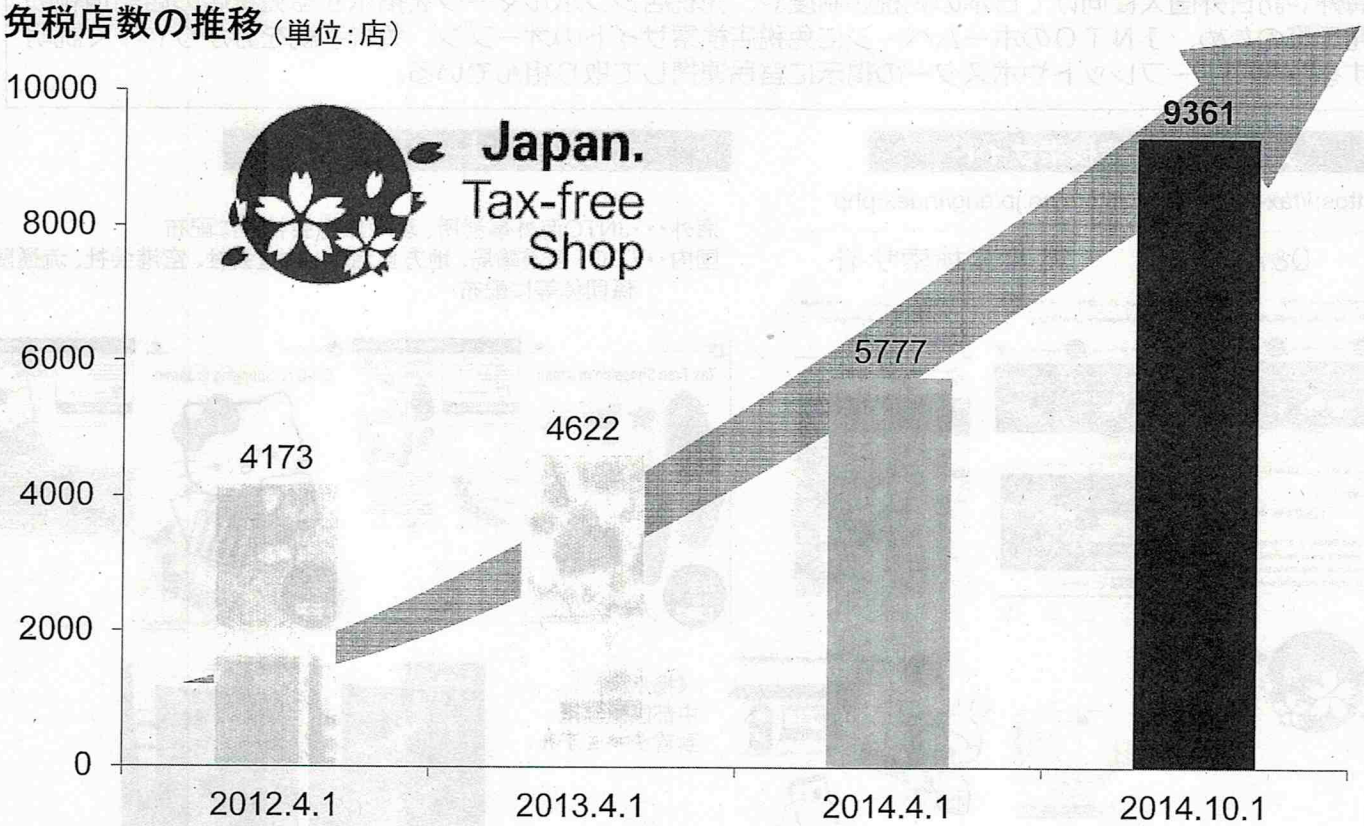

消費税免税店の都道府県別分布

○消費税免税店は、全国に9,361店（平成26年10月1日時点）あるが、東京都、大阪府に4,527店（全国48.4%）が所在。地域の免税店を拡大し、地方を訪れる外国人が地方ならではの特産品を免税店で買い物できるように取り組むことが必要。

都道府県別の輸出物品販売場数（全国9，361店　2014年10月1日時点）

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
札幌国税局	283	594	311	209. 9%
北海道	283	594	311	209. 9%
仙台国税局	81	156	75	192. 6%
青森	5	12	7	240. 0%
岩手	2	18	16	900. 0%
宮城	58	94	36	162. 1%
秋田	2	7	5	350. 0%
山形	5	8	3	160. 0%
福島	9	17	8	188. 9%
関東信越国税局	274	509	235	185. 8%
茨城	34	66	32	194. 1%
栃木	34	69	35	202. 9%
群馬	16	22	6	137. 5%
埼玉	93	211	118	226. 9%
新潟	46	53	7	115. 2%
長野	51	88	37	172. 5%
東京国税局	2674	4172	1498	156. 0%
千葉	197	383	186	194. 4%
神奈川	229	468	239	204. 4%
東京	2238	3268	1030	146. 0%
山梨	10	53	43	530. 0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
金沢国税局	99	122	23	123. 2%
富山	68	73	5	107. 4%
石川	29	46	17	158. 6%
福井	2	3	1	150. 0%
名古屋国税局	365	595	230	163. 0%
岐阜	28	57	29	203. 6%
静岡	95	161	66	169. 5%
愛知	194	296	102	152. 6%
三重	48	81	33	168. 8%
大阪国税局	1267	2084	817	164. 5%
滋賀	27	52	25	192. 6%
京都	187	351	164	187. 7%
大阪	852	1259	407	147. 8%
兵庫	180	307	127	170. 6%
奈良	13	49	36	376. 9%
和歌山	8	66	58	825. 0%
広島国税局	126	220	94	174. 6%
鳥取	6	23	17	383. 3%
島根	1	6	5	600. 0%
岡山	31	56	25	180. 6%
広島	68	114	46	167. 6%
山口	20	21	1	105. 0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
高松国税局	50	87	37	174. 0%
徳島	2	3	1	150. 0%
香川	25	48	23	192. 0%
愛媛	19	25	6	131. 6%
高知	4	11	7	275. 0%
福岡国税局	422	587	165	139. 1%
福岡	371	507	136	136. 7%
佐賀	24	37	13	154. 2%
長崎	27	43	16	159. 3%
熊本国税局	54	97	43	179. 6%
熊本	15	24	9	160. 0%
大分	15	22	7	146. 7%
宮崎	10	15	5	150. 0%
鹿児島	14	36	22	257. 1%
沖縄国税事務所	82	138	56	168. 3%
沖縄	82	138	56	168. 3%
合計	5777	9361	3584	162. 0%

2014年10月1日現在：国税局所管地域別（国税庁集計）

（3）消費税免税店相談窓口

外国人旅行者消費税免税制度の問い合わせ先

	消費税免税制度相談窓口 （一般型、手続委託型輸出物品販売場制度）		（港湾における臨時販売場届出制度）
	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局	国土交通省港湾局・地方整備局
	観光庁　観光戦略課 （電話）03-5253-8322	商務流通保安グループ　流通政策課 （電話）03-3501-1708	港湾局　産業港湾課 （電話）03-5253-8672
北海道	北海道運輸局　観光地域振興課 （電話）011-290-2722	北海道経済産業局　流通産業課 （電話）011-738-3231	北海道開発局港湾空港部　港湾計画課 （電話）011-709-2137
東北	東北運輸局　国際観光課 （電話）022-791-7510	東北経済産業局　商業・流通サービス産業課 （電話）022-221-4914	東北地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）022-716-0005
関東	関東運輸局　国際観光課 （電話）045-211-7273	関東経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）048-600-0345	関東地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）045-211-7416
中部	中部運輸局　観光地域振興課 （電話）052-952-8009	中部経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）052-951-0597	中部地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）052-209-6323
北陸	北陸信越運輸局　観光地域振興課 （電話）025-285-9181		北陸地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）025-370-6706
近畿	近畿運輸局　観光地域振興課 （電話）06-6949-6411	近畿経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）06-6966-6025	近畿地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）078-391-8361
中国	中国運輸局　観光地域振興課 （電話）082-228-8703	中国経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）082-224-5655	中国地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）082-511-3928
四国	四国運輸局　観光地域振興課 （電話）087-835-6357	四国経済産業局　商業・流通・サービス産業課 （電話）087-811-8524	四国地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）087-811-8330
九州	九州運輸局　観光地域振興課 （電話）092-472-2920	九州経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）092-482-5511	九州地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）092-418-3379
沖縄	沖縄総合事務局　運輸部企画室 （電話）098-866-1812	沖縄総合事務局　経済産業部　商務通商課 （電話）098-866-1731	沖縄総合事務局開発建設部　港湾計画課 （電話）098-866-1906

※国税に関するご相談は最寄の税務署にお問い合わせください。